

# 工事中の消防計画

平成 年 月 日作成

工事施工代表者

(会社名)

(代表者名)

(責任者名)

## 1. 目的

この計画は、工事中における防火管理について必要な事項を定め、工事に伴う火災等の災害を予防し、工事中の部分の安全を確保することを目的とする。

## 2. 工事従事者の義務

工事に従事する者及び資材搬入等のために出入する者（以下「工事従事者等」という。）は、この計画を遵守し、火災等の災害の防止に努めなければならない。

## 3. 防火責任者

工事現場の防火管理を統括する防火責任者は以下のとおりとする。

工事部門	会社名	防火責任者（職氏名）	連絡先（会社電話・携帯電話等）
主責任者			
副責任者			

防火管理業務を円滑に行うため、下表のとおり工事部門ごとに防火責任者を置く。

工事部門	会社名	防火責任者（職氏名）	連絡先（会社電話・携帯電話等）
現場監理			
建築工事			
電気工事			
設備工事			

#### 4. 防火責任者の責務

- ① 平常時の責務
  - ア. 火気使用についての監理監督
  - イ. 避難経路、防火区画の把握及び他工事部門との連絡調整
  - ウ. その他、火災予防についての必要事項
- ② 火災等の災害発生時の責務
  - ア. 消火、通報、避難誘導、救護活動の指示
  - イ. 消防隊への情報提供
  - ウ. その他必要事項

#### 5. 工事中の防火管理

- ① 使用部分と工事部分の防火管理区分については、防火管理者と工事施工者間で協議して定める。
- ② 使用部分の避難経路を常時確保した状態で工事を進める。
- ③ 工事現場で喫煙させる場合は、喫煙場所を指定する。
- ④ 既設の消防用設備等の機能を保持する。やむを得ず機能が一時的に保持できない場合は、その旨消防機関と協議し、代替となる措置を講ずる。
- ⑤ 消火器は必要に応じて現場に持ち込み、設置位置は工事従事者の全てが把握する。
- ⑥ 防火区画形成の妨げになる工事をする場合は、その旨工事関係者に周知し、火災の際は即時に防火区画を形成できる体制をとる。
- ⑦ 危険物の貯蔵及び取扱いについては、法及び条例の基準を遵守する。
- ⑧ 防火責任者は、工事従事者等に対し必要な防火教育を行い、火気管理の監督を行う。

#### 6. 消防計画の周知

この計画は、各種工事の着手前にすべての工事従事者等に周知させるものとする。

#### 7. 工事の期間等

工事の期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日とする。

#### 8. 添付図書

	図 書 名	内 容
○	工程表	
○	平面図	工事部分の平面図
	使用部分の避難経路図	使用部分（工事部分以外）からの避難経路が記された図書
	工程上の注意事項	工程上の注意事項が記された図書